

# 迷惑メール対策の現状と対応策の検討の方向性について

平成22年9月16日  
事 務 局

## 目 次

- 1 迷惑メールの現状
- 2 迷惑メール対策の現状
  - 2-1 迷惑メール対策の枠組み
  - 2-2 制度的対応状況等
  - 2-3 電気通信事業者等による自主的な取組の状況
  - 2-4 技術的対応状況
  - 2-5 利用者への周知啓発の状況
  - 2-6 迷惑メールに関する国際連携の状況
  - 2-7 迷惑メール対策の総合的な実施機関
- 3 基本的な検討の方向性(案)

# 1. 迷惑メールの現状①

迷惑メールの例①  
(出会い系メール)



From : XXX@  
example.com  
日時 : 2010/×/×  
件名: 本当です!!

男性の皆様、お待たせしました!  
<http://www.example.com>  
△△△が完全書き込み無料サイトになりました。男性の書き込みが増えて、出会いたい女の子、Hな女の子に大人気!今すぐアクセスしてね!

<http://www.example.com>

迷惑メールの例②  
(お金儲けのメール)



From : XXX@  
example.com  
日時 : 2010/×/×  
件名: 楽々サイドビジネスのご案内

地域密着型で☆高収入☆の誰でもできるお仕事です。いつでも好きな時間に、パチンコホールで指定された台を打って出玉を出すだけ♪

お金に困っている方は  
いますぐメールを  
↓ ↓ ↓ ↓ ↓  
entry@example.com

## 迷惑メールを送られることによる問題点

### 利用者

- ・知らない人からメールが送信されてくることにより、自分の個人情報が出ているのではないかと不安になる。
- ・迷惑メールを削除するのが手間 等

### 事業者 (ISP)

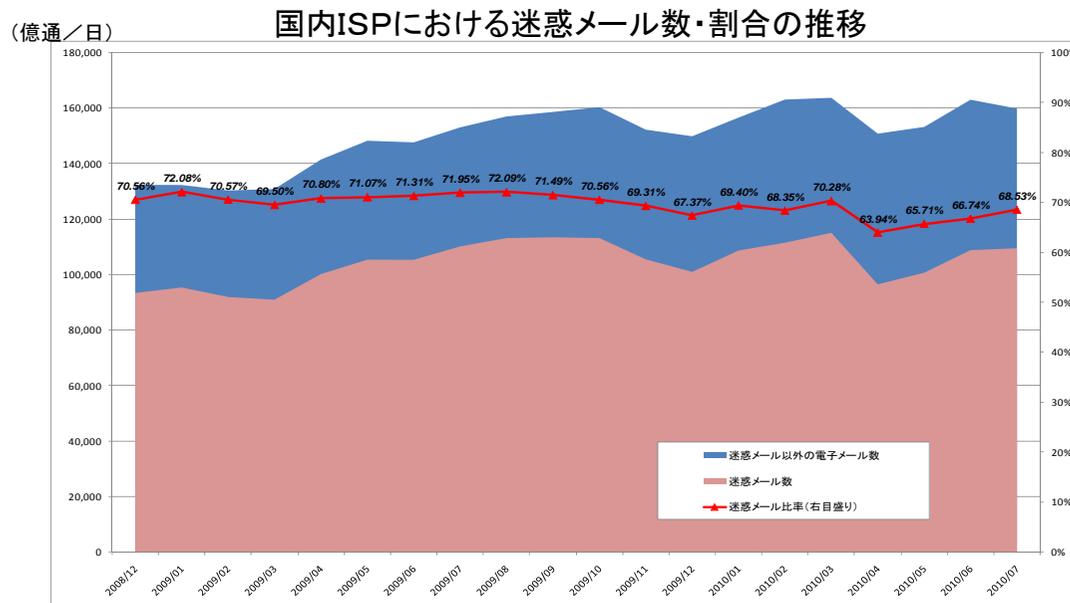
- ・大量の電子メールの取扱いに係る設備の増設、設備運用体制増強等のコスト負担 等

### 正当な電子メール広告事業者

- ・広告をしても迷惑メールと間違われ、広告の効果が上がらない。魅力ある事業と映らない 等

# 1. 迷惑メールの現状②

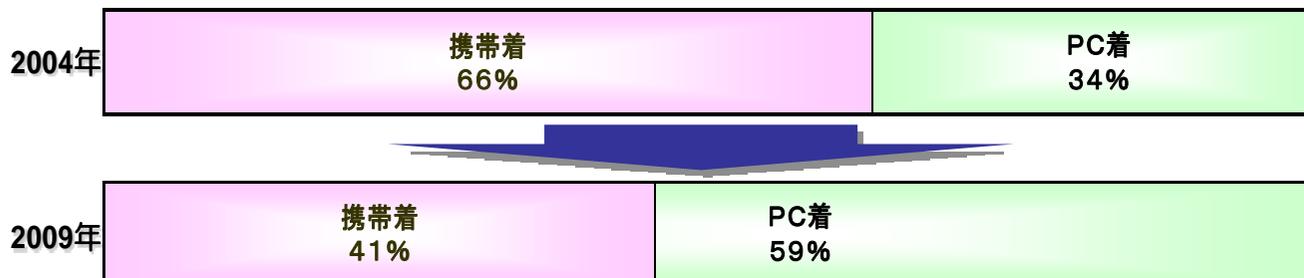
国内のISP(インターネットサービスプロバイダ)が取り扱う電子メールのうち、迷惑メールの占める割合は7割弱。また、(財)日本データ通信協会によると、迷惑メールの携帯宛、PC宛比率は、4:6。



出典：電気通信事業者15社※の協力により、総務省とりまとめ

※ KDDI株式会社、NECビッグロブ株式会社、株式会社NTTぶらら、イー・モバイル株式会社、株式会社インターネットイニシアティブ、株式会社ウエルコム、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、関西マルチメディアサービス株式会社、株式会社ケイ・オプティコム、ソネットエンタテインメント株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、株式会社テクノロジーネットワークス、ニフティ株式会社、ヤフー株式会社

## 迷惑メールの携帯宛、PC宛比率の推移



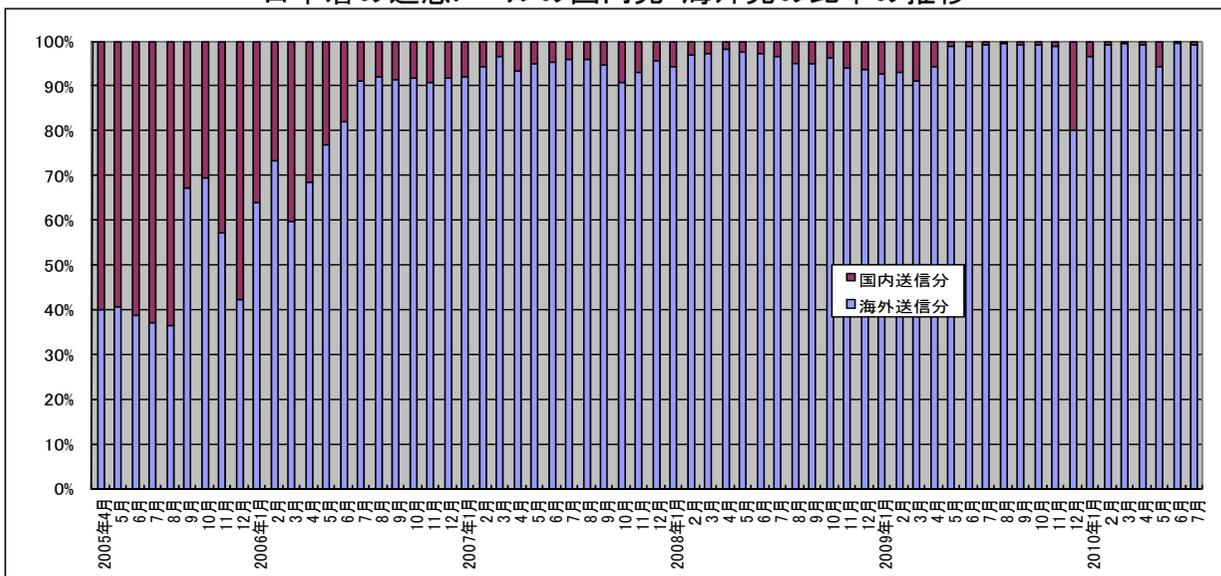
出典：(財)日本データ通信協会迷惑メール相談センター調べ(相談センターに寄せられた一般からの情報提供を分析したもの)

# 1. 迷惑メールの現状③

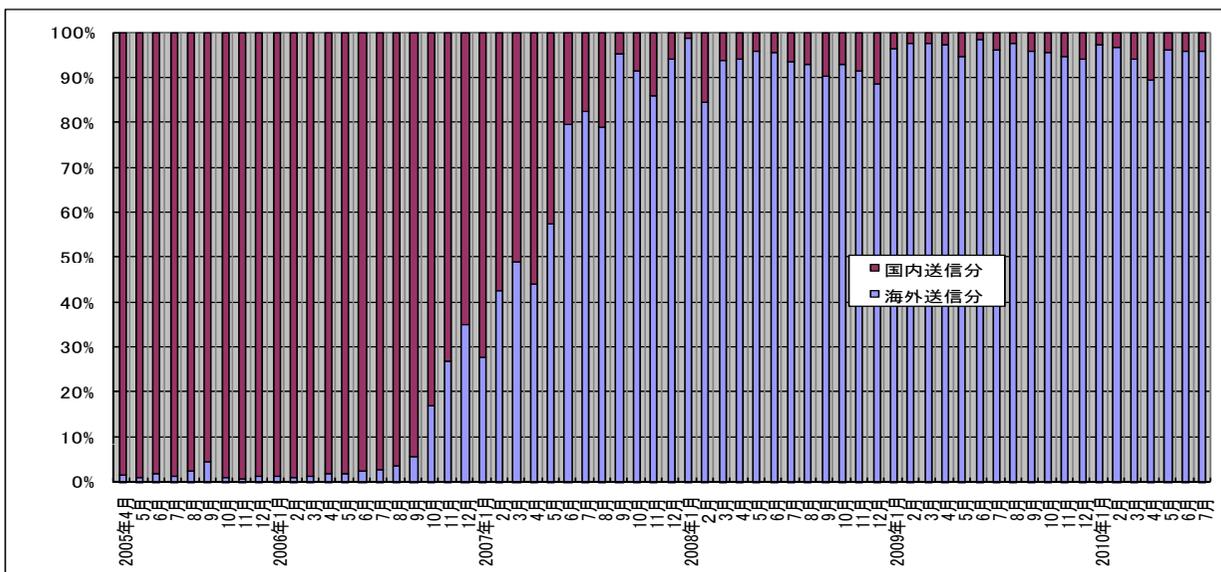
(財)日本データ通信協会の調査によると、国内着の迷惑メールについては、PC宛て、携帯宛てともに、9割以上が海外発。

日本着の迷惑メールの国内発・海外発の比率の推移

PC宛て



携帯宛て

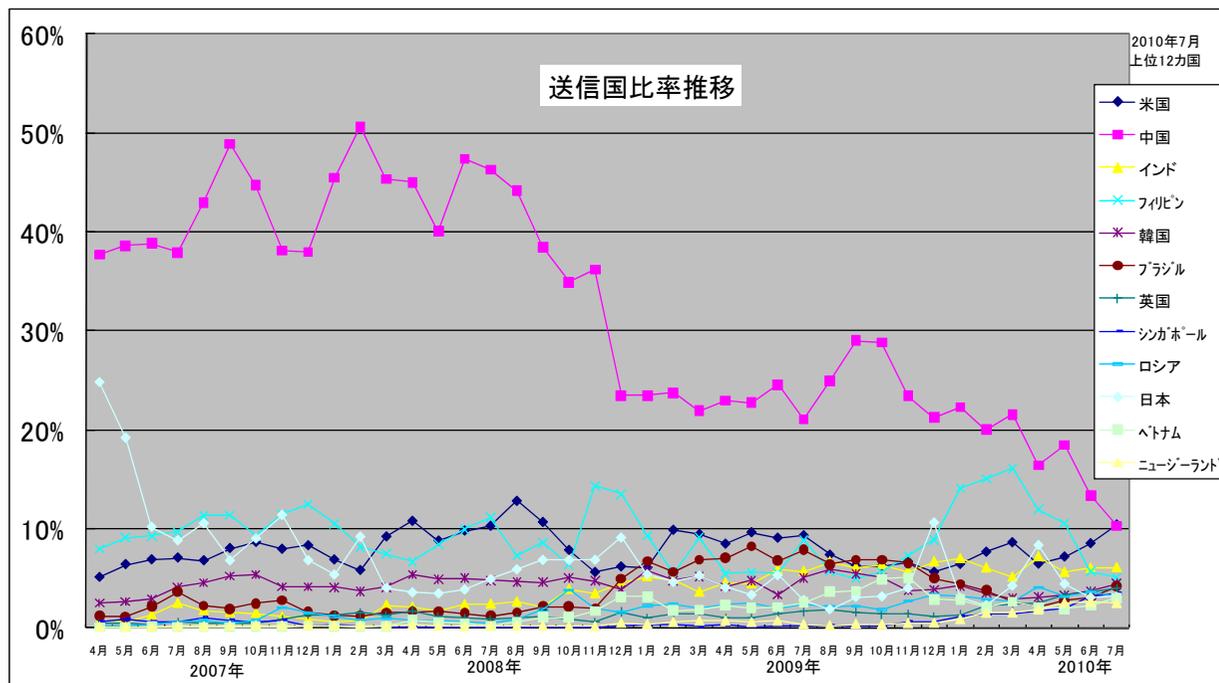


出典: (財)日本データ通信協会迷惑メール相談センター調べ(相談センターのモニター機で受信した情報を分析したもの)

# 1. 迷惑メールの現状④

日本着の迷惑メール発信国をみると、近年、減少傾向にあるものの、依然として中国発の割合が多い。

日本着の迷惑メールの発信国の推移



出典：(財)日本データ通信協会迷惑メール相談センター調べ  
(相談センターのモニター機で受信した情報を分析したもの)

世界の迷惑メール発信国ランキング  
(2010年4～6月期)

ランク	国名	比率
1位	米国	15.2%
2位	インド	7.7%
3位	ブラジル	5.5%
4位	英国	4.6%
5位	韓国	4.2%
6位	フランス	4.1%
7位	ドイツ	4.0%
8位	イタリア	3.5%
9位	ロシア	2.8%
10位	ベトナム	2.7%
11位	ポーランド	2.5%
12位	ルーマニア	2.3%
その他		40.9%

※日本：30位(0.77%)  
出典：米ソフォス社

## 1. 迷惑メールの現状⑤

日本着の迷惑メールの内容をみると、出会い系サイト等の広告宣伝が約7割を占める。

日本着の迷惑メールの内容



出典：(財)日本データ通信協会迷惑メール相談センター調べ(相談センターに寄せられた違反情報提供を分析したもの)

海外における迷惑メールの内容



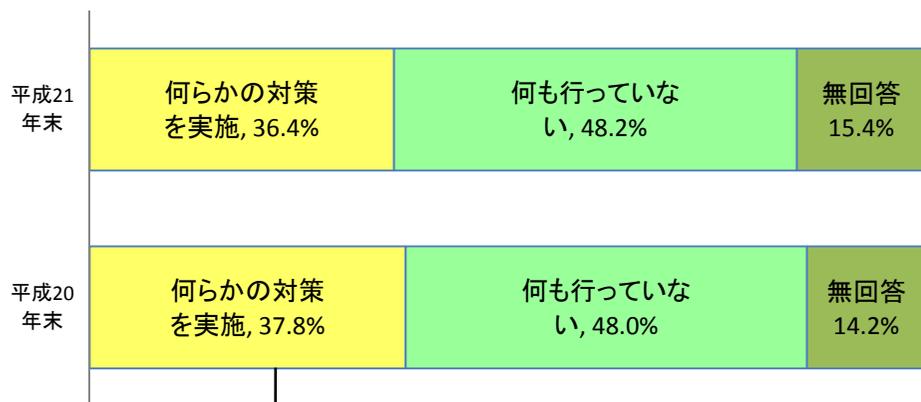
出典：シマンテック マンスリーレポート(2010年6月)

# 1. 迷惑メールの現状⑥

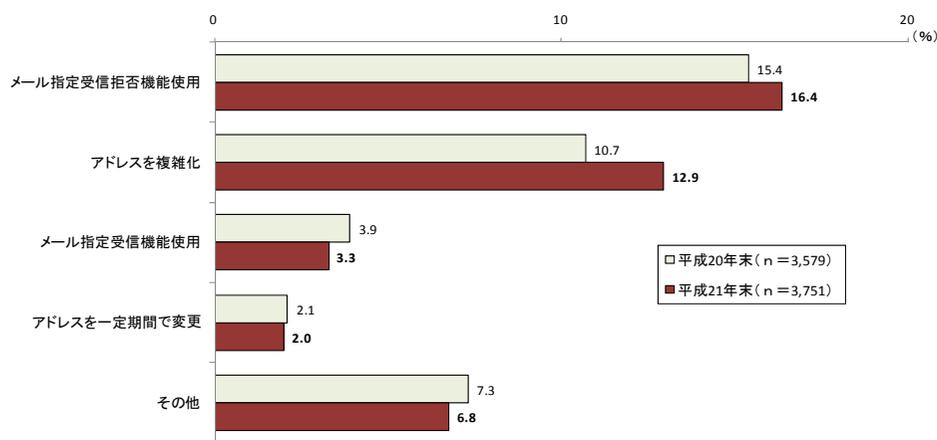
パソコンでの迷惑メール対策を行っていない利用者が約5割、携帯電話での迷惑メール対策を行っていない利用者が約3割となっており、迷惑メール対策があまり実施されていない。

## 迷惑メール対策

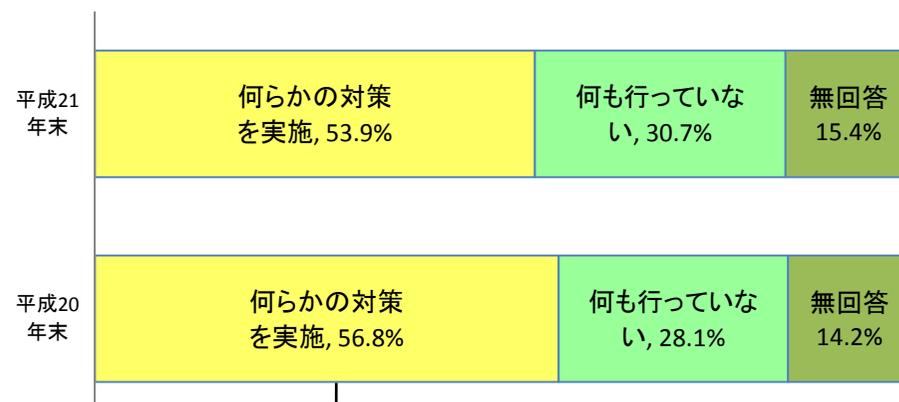
### ①パソコン



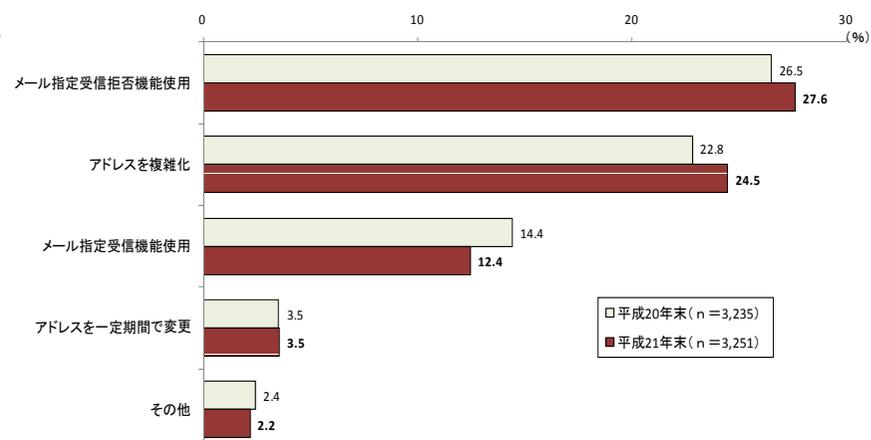
対策の内容(複数回答)



### ②携帯電話(PHS, PDAを含む)



対策の内容(複数回答)



## 1 迷惑メールの現状

## 2 迷惑メール対策の現状

### 2-1 迷惑メール対策の枠組み

### 2-2 制度的対応状況等

### 2-3 電気通信事業者等による自主的な取組の状況

### 2-4 技術的対応状況

### 2-5 利用者への周知啓発の状況

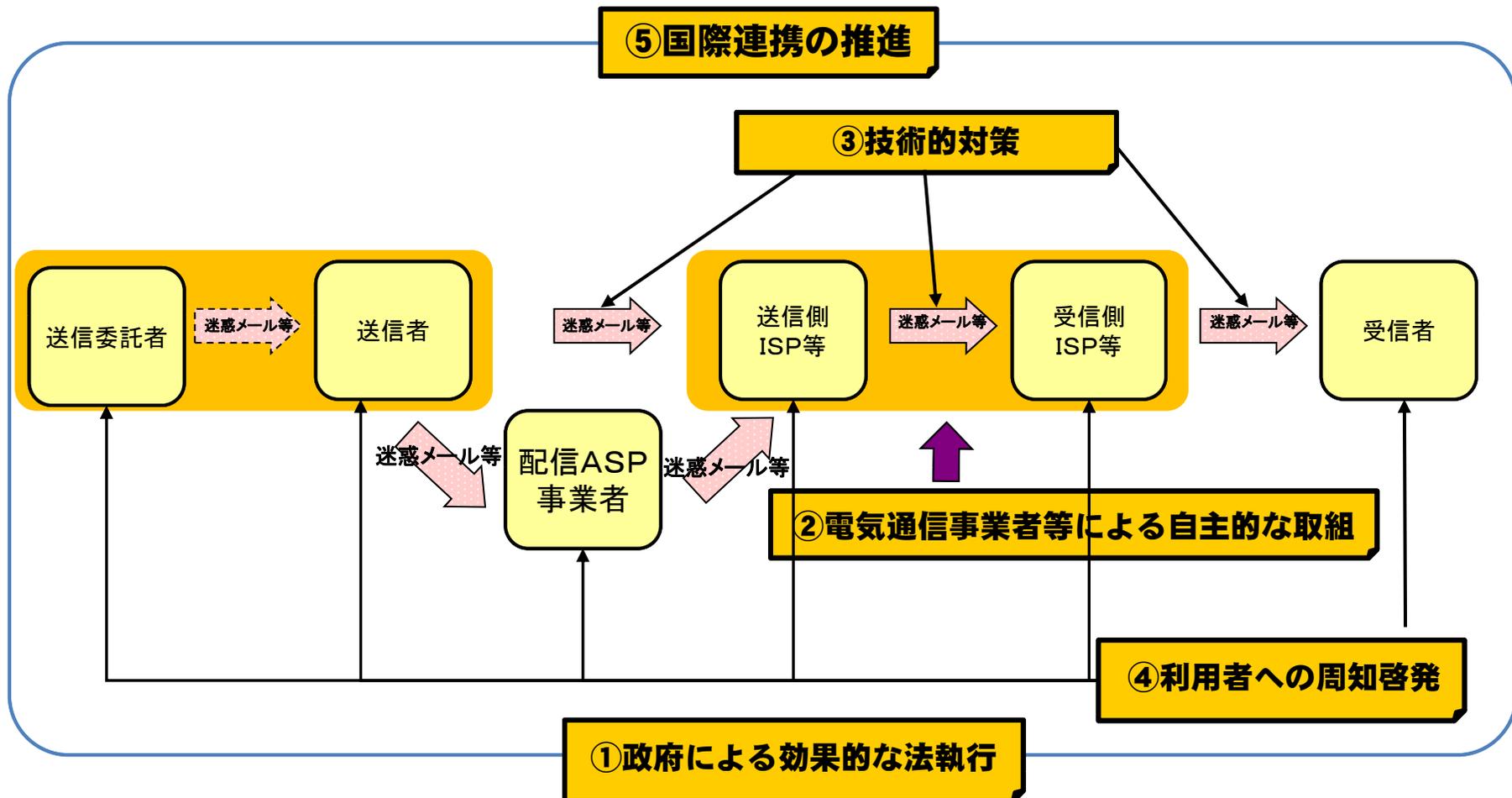
### 2-6 迷惑メールに関する国際連携の状況

### 2-7 迷惑メール対策の総合的な実施機関

## 3 基本的な検討の方向性(案)

## 2-1. 迷惑メール対策の枠組み

これまで、迷惑メール対策は、以下の枠組みで検討・実施。



## 1 迷惑メールの現状

## 2 迷惑メール対策の現状

### 2-1 迷惑メール対策の枠組み

### 2-2 制度的対応状況等

### 2-3 電気通信事業者等による自主的な取組の状況

### 2-4 技術的対応状況

### 2-5 利用者への周知啓発の状況

### 2-6 迷惑メールに関する国際連携の状況

### 2-7 迷惑メール対策の総合的な実施機関

## 3 基本的な検討の方向性(案)

## 2-2. 制度的対応状況等①

### ■ 特定電子メール法の歴史

#### 2001年 携帯電話に着信する迷惑メールが社会問題化

#### 2002年 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(以下、「特定電子メール法」という)が成立・施行

#### 2004年 迷惑メール(主にPC発携帯電話あて迷惑メール)はなお深刻な問題

→特定電子メール法の改正法は、施行後3年以内(2005年6月まで)に、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨規定。

→総務省は、2004年10月7日、「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」を設置。

#### 2005年 特定電子メール法の改正(第一次改正)

→「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」の報告書を踏まえて、刑事罰の導入を含めた特定電子メール法の改正案を、2005年3月国会に提出。5月に成立し、2005年11月に施行された。

#### 2007年 迷惑メールは依然として社会問題

→特定電子メール法の改正法は、施行後3年以内(2008年10月まで)に、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨規定。

→総務省は、2007年7月24日に、新たに「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」を設置。

#### 2008年 特定電子メール法の改正(第二次改正)

→「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」の報告書を踏まえて、オプトイン規制の導入等の迷惑メール法の改正案を2008年2月国会に提出。6月に成立し、2008年12月に施行された。

→特定電子メール法の改正法は、施行後3年以内(2011年11月まで)に、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨規定。

#### 2009年 特定電子メール法の改正(消費者庁設置に伴うもの)

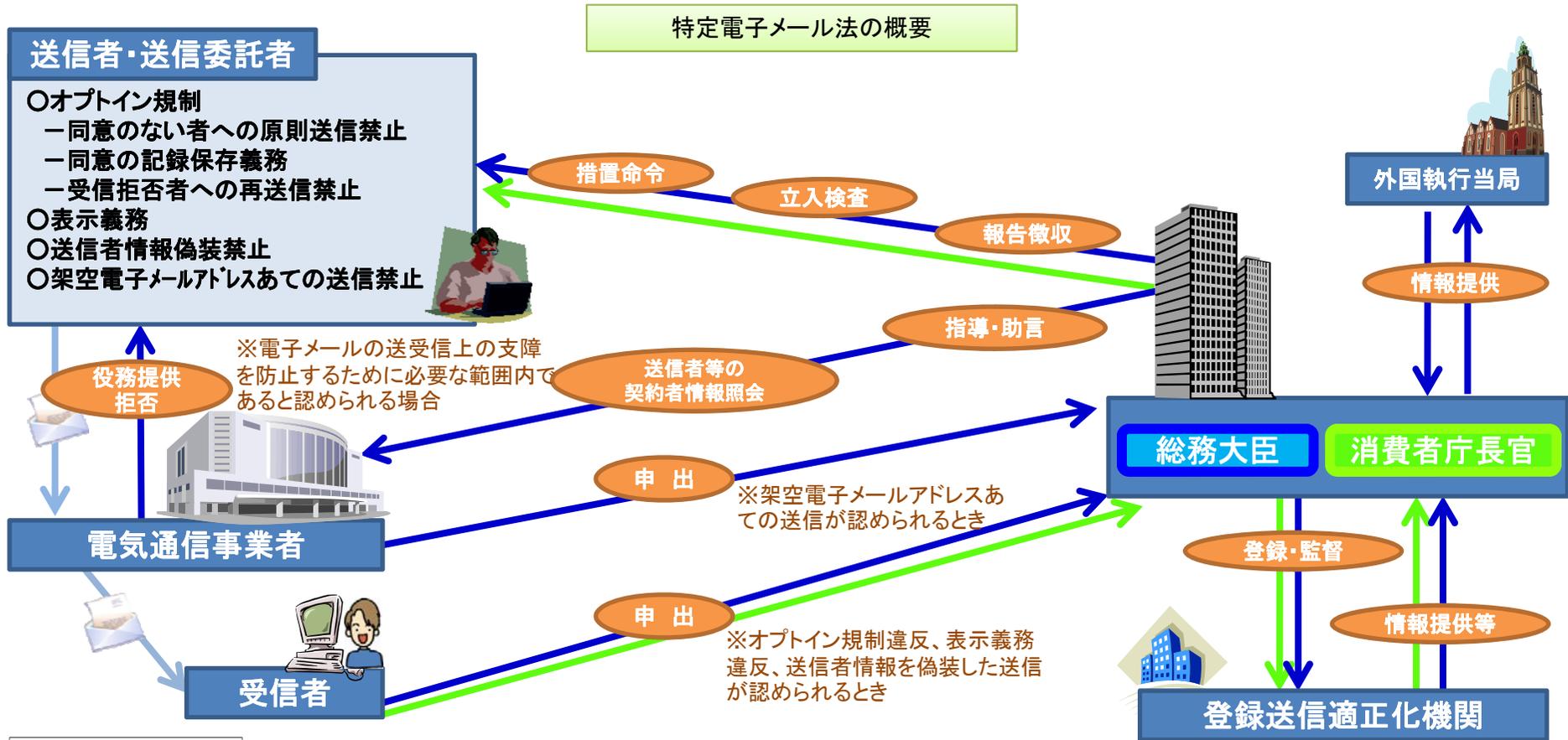
→消費者庁成立を踏まえ、特定電子メール法について消費者庁との一部共管となる。

## 2-2. 制度的対応状況等②

### ■ 特定電子メール法の主な改正点

2002年制定時	2005年第一次改正時	2008年第二次改正時
<p><b>【特定電子メールの範囲】</b> 営利目的の団体・営業を営む個人が広告・宣伝の手段として、個人が私的に利用しているメールアドレス宛に送信する電子メール</p>	<p><b>【特定電子メールの範囲の拡大】</b> 企業等の事業用メールアドレス宛を追加</p>	
<p><b>【オプトアウト方式による規制】</b> 送信拒否の通知をした者に対し、特定電子メールの送信を禁止</p>		<p><b>【オプトイン方式による規制】</b> ・あらかじめ同意した者以外の者への特定電子メールの送信の原則禁止 ・あらかじめ同意した者について、同意があったことを証する記録を保存する義務。 ・受信拒否者への再送信の禁止</p>
<p><b>【表示義務】</b> 以下の事項を表示すべき義務 ・特定電子メールである旨（表題部に「未承諾広告※」と記載） ・送信者の氏名・名称・住所 ・送信をしないよう求める旨の通知ができる旨及びその通知を受けるための電子メールアドレス ・送信に使用した電子メールアドレス等</p>		<p><b>【表示義務の改正】</b> 以下の事項を表示すべき義務 ・送信者の氏名・名称・住所 ・送信をしないよう求める旨の通知ができる旨及びその通知を受けるための電子メールアドレス等 ・苦情、問合せ等を受けることができる電子メールアドレス等</p>
<p><b>【架空電子メールアドレスによる送信の禁止】</b> 自己又は他人の営業のために広告宣伝を行うための手段としての架空電子メールアドレスに宛てた送信の禁止</p>	<p><b>【架空電子メールアドレスによる送信の禁止】</b> 自己又は他人の営業のために多数の電子メールの送信をする目的での架空電子メールアドレスに宛てた送信の禁止</p>	
<p><b>【措置命令】</b> 義務に違反した場合には措置命令</p>	<p><b>【送信者情報を偽った送信を禁止】</b> 送信者情報を偽った送信について禁止とし、措置命令の対象とする。</p>	<p><b>【措置命令等の対象の拡大】</b> 措置命令、報告徴収等の対象に送信委託者を含めた。</p>
<p><b>【電気通信役務の提供の拒否】</b> 一時に多数の架空電子メールアドレスに宛てた電子メールの送信がされ、電気通信役務の提供に著しい支障を生ずる恐れがあるときは、その電子メールについて電気通信役務の提供を拒否できる。</p>	<p><b>【電気通信役務の提供の拒否事由の拡大】</b> 電子メールの送受信上の支障を防止するため正当な理由があると認められる場合、その支障を防止するために必要な範囲内で、電気通信役務の提供を拒否できる。</p>	
<p><b>【罰則】</b> ・措置命令への違反は、50万円以下の罰金 ・報告徴収懈怠等は、30万円以下の罰金</p>	<p><b>【罰則の強化】</b> ・措置命令への違反は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に引き上げ ・送信者情報を偽った送信の禁止について、直罰の導入</p>	<p><b>【罰則の強化】</b> 法人に対する罰金額を100万円以下から3000万円以下に引き上げ</p>
		<p><b>【契約者情報の提供の求めの追加】</b> 送信された電子メールにおける電子メールアドレス等の契約者に関する情報提供をプロバイダ等に求めることができる。</p>
		<p><b>【外国執行当局への情報提供の追加】</b> 特定電子メール法に相当する外国の法令を執行する外国当局に対し、送信者の特定に資する情報の提供を行うことができる。</p>

## 2-2. 制度的対応状況③



### 主要な罰則

送信者情報を偽った送信

1年以下の懲役または100万円以下の罰金（法人重課：3000万円以下の罰金）  
※総務大臣及び内閣総理大臣による命令の対象ともなる

架空電子メールアドレスあて送信  
（電子メールの送受信上の支障を防止する必要があると総務大臣が認めるとき）

受信拒否者への送信

表示義務違反

同意のない者への送信

総務大臣及び内閣総理大臣による命令。命令に従わない場合、1年以下の懲役または100万円以下の罰金  
法人重課：3000万円以下の罰金

同意の記録義務違反

総務大臣及び内閣総理大臣による命令。命令に従わない場合、100万円以下の罰金（法人重課：100万円以下の罰金）

## 2-2. 制度的対応状況等④

### 措置命令

※2002年の特定電子メール法制定以降、計15件の措置命令を実施。2008年12月のオプトイン規制導入後に実施した措置命令は9件。

	年度	件数	違反内容
オプトアウト規制時	2002年度 (7月～)	1件	表示義務違反、再送信禁止義務違反
	2003年度	1件	表示義務違反
	2004年度	1件	表示義務違反
	2005年度	1件	表示義務違反
	2006年度	0件	
	2007年度	1件	表示義務違反
	2008年度 (～11月)	1件	表示義務違反
	小計	6件	(年平均0.94件)

	年度	件数	違反内容
オプトイン規制時	2008年度 (12月～)	0件	
	2009年度	6件	同意なく送信・・・2件 同意なく送信、表示義務違反・・・2件 同意なく送信、記録保存義務違反、 表示義務違反・・・2件
	2010年度	3件	同意なく送信・・・2件 同意なく送信、表示義務違反・・・1件
	小計	9件	(年平均5.14件)

### 報告徴収等

- ✓特定電子メール法違反が疑われる者に対し、警告メール(行政指導)を送信(2008年12月から2010年8月までの間に、9,899件)。
- ✓特定電子メール法違反が疑われる者に対し、報告徴収を随時実施(2008年12月から2010年8月までの間に、26者(のべ35回)実施。)

### 契約者情報の提供の求め

- ✓迷惑メールの送信に係る電子メールアドレスやIPアドレス等の契約者情報を、電気通信事業者等に対し、随時照会。(2008年12月から2010年8月までの間に、27者(のべ184回)実施)

## 2-2. 制度的対応状況等⑤

### 警察による摘発

(送信者情報を偽って広告宣伝メールを送信したことによる摘発)

摘発年月	概要	判決内容
2006年5月	千葉県警が東京都内の男性を逮捕	懲役8ヶ月、執行猶予3年。法人については罰金80万円。
2006年8月	大阪府警が大阪市内の元会社社長等を書類送検	元社長に罰金100万円、従業員1名に罰金50万円。
2007年1月	千葉県警が東京都内の会社社長等を逮捕	2名に懲役8ヶ月、執行猶予4年。 1名に懲役6ヶ月、執行猶予5年。 1名に懲役6ヶ月、執行猶予3年。
2008年2月	警視庁が東京都内の男性を逮捕	懲役6ヶ月、執行猶予3年。

## 1 迷惑メールの現状

## 2 迷惑メール対策の現状

### 2-1 迷惑メール対策の枠組み

### 2-2 制度的対応状況等

### 2-3 電気通信事業者等による自主的な取組の状況

### 2-4 技術的対応状況

### 2-5 利用者への周知啓発の状況

### 2-6 迷惑メールに関する国際連携の状況

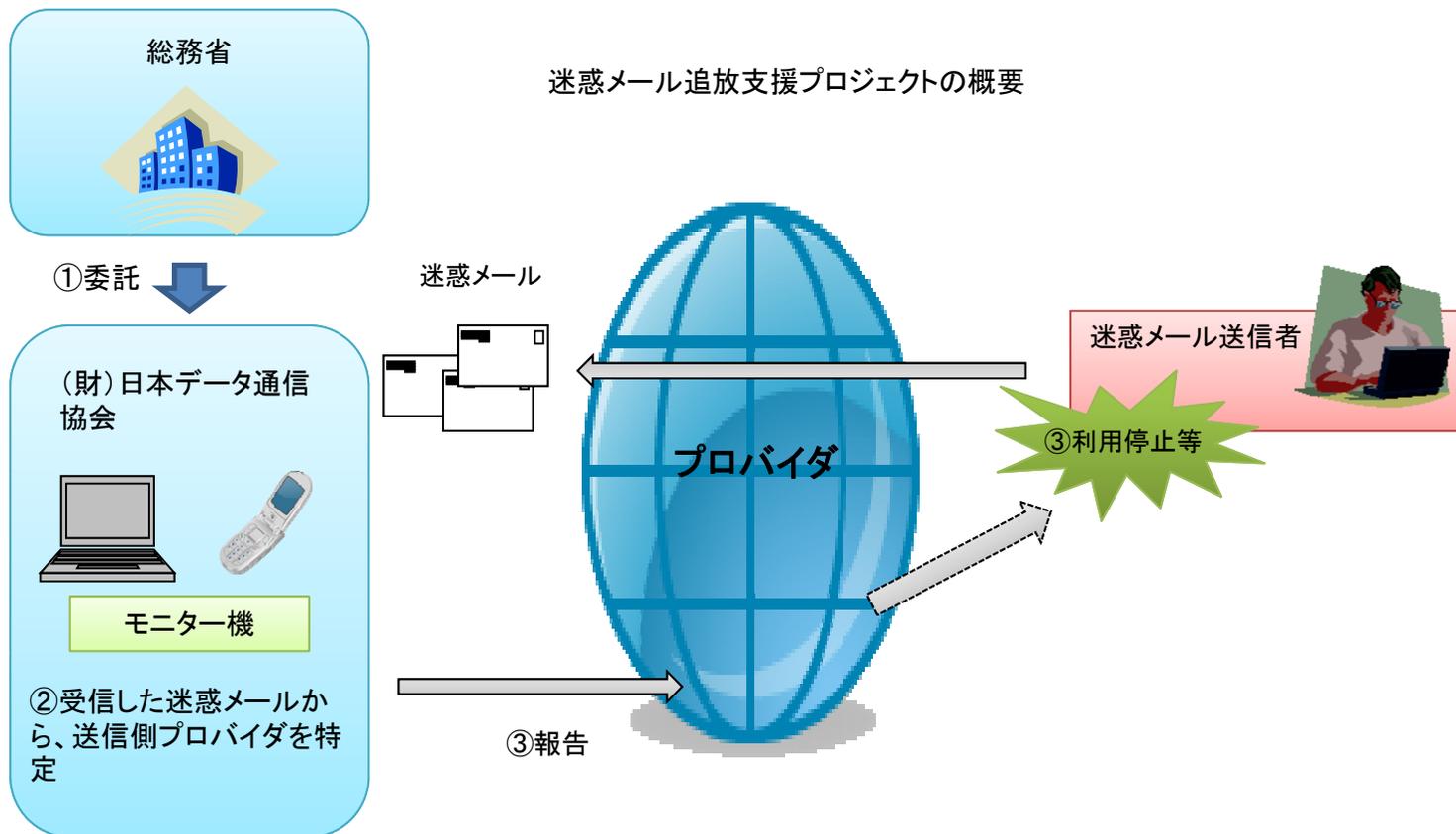
### 2-7 迷惑メール対策の総合的な実施機関

## 3 基本的な方向性の検討(案)

## 2-3. 電気通信事業者等による自主的な取組の状況①

### ■ 迷惑メール追放支援プロジェクト

総務省は、2005年から、プロバイダ及び携帯電話事業者等と連携して、迷惑メール送信回線の利用停止措置等の円滑な実施を促す「迷惑メール追放支援プロジェクト」を実施。



## 2-3. 電気通信事業者等による自主的な取組の状況②

---

### ■ ISP、携帯電話事業者の主な自主的な取組

#### ➤ 利用停止等の取組

自社の契約者から送信された迷惑メールに関する申告窓口を設け、迷惑メールの送信が確認された契約者に対して、利用停止や契約の解除を実施。

#### ➤ 利用者への啓発

安全にインターネットを利用するための手引きの作成や、セキュリティベンダーのウイルス情報へ容易にアクセスできるリンク情報などをウェブに掲載することなどによる利用者啓発の取り組みを実施。

#### ➤ 迷惑メールフィルタの提供

迷惑メールの混入を防ぐため、迷惑メールフィルタを提供。

## 1 迷惑メールの現状

## 2 迷惑メール対策の現状

### 2-1 迷惑メール対策の枠組み

### 2-2 制度的対応状況等

### 2-3 電気通信事業者等による自主的な取組の状況

### 2-4 技術的対応状況

### 2-5 利用者への周知啓発の状況

### 2-6 迷惑メールに関する国際連携の状況

### 2-7 迷惑メール対策の総合的な実施機関

## 3 基本的な検討の方向性(案)

## 2-4. 技術的対応状況①

### 【迷惑メール送信防止のための主な技術】

技術名	技術の概要
1. 送信数制限	同一アカウントからの送信量を制御する方法
2. 送信トラフィック制御	一定期間内に送信されるメールの通数をIPアドレスで制御する方法
3. 送信者認証(SMTP-AUTH)	送信側のISPで、自社メールサーバからの送信時に、IDとパスワードによる認証を行う方法
4. OP25B (Outbound Port25 Blocking)	ISPのメールサーバを経由しない動的IPアドレス(インターネットに接続される度に割り当てられるIPアドレス)からのメール送信を遮断する方法

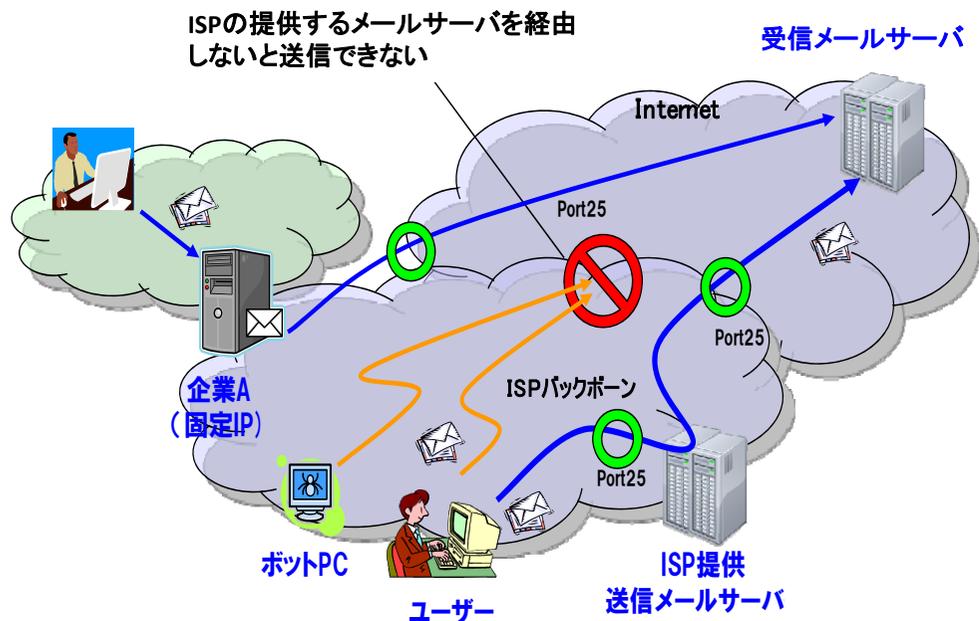
### 【迷惑メール受信防止のための主な技術】

技術名	技術の概要
1. キーワード(ブラックワード)判定	メールのヘッダ及び本文中の特定のキーワードに合致するものを迷惑メールと判定する方法
2. 送信元情報参照による判定	メールの送信元情報を参照し、迷惑メールであるかを判定する方法
ブラックリスト	迷惑メール送信元として知られるIPアドレスをまとめたリストからのメールを、迷惑メールと判定する方法
送信ドメイン認証	自社のメールドメインから正しく発信されたメールであることを示す情報をDNSを利用して表明することにより、メール受信側で送信者情報が詐称されているかどうかを判断する方法
3. 内容参照による判定	主にメールの内容を検査し、流通する迷惑メールから分析した情報に基づいて迷惑メールかどうかを判定する方法
4. 受信トラフィック制御	特定の送信元から一時的に大量受信した場合や、存在しないあて先を多く含むメールを受信した場合等、迷惑メールの送信元である可能性が高い送信元からのメール受信に際し、トラフィック量を制御する方法

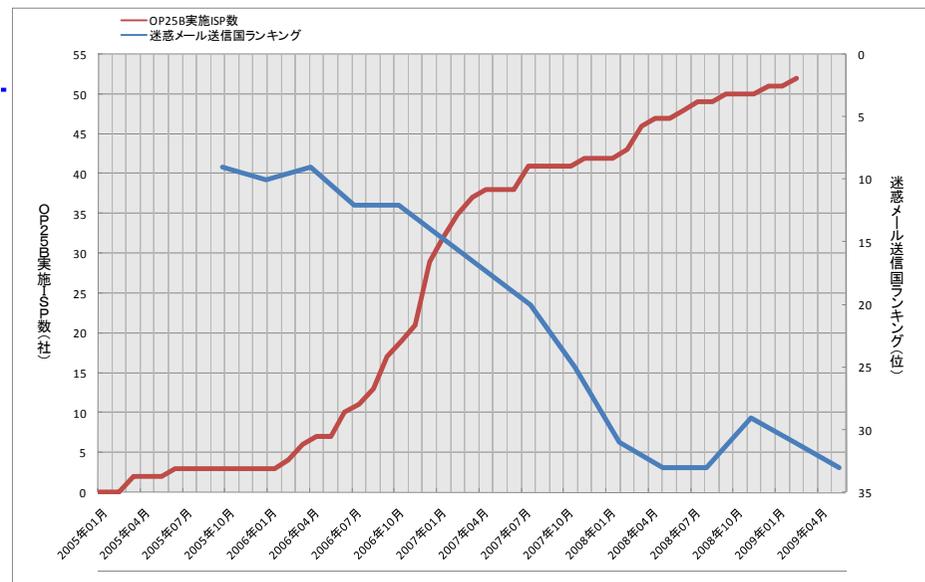
## 2-4. 技術的対応状況②

- OB25B (Outbound Port25 Blocking)とは、発信元IPアドレスが動的IPアドレス(インターネットに接続の都度ISPから割り当てられるIPアドレス)である場合に、当該ISPが設置する送信用メールサーバを経由せずに、受信側メールサーバの25番ポート(メールの通信であることを識別するために用いられる番号)に向けて行われるものを送信側のISPで遮断する方法。
- 2006年2月に、JEAGがOP25Bに関するリコメンデーション(推奨)を発表して以降、ISPでの導入が進展。現在、OP25Bは、国内大手ISPの大部分で導入されており、導入するISPに呼応する形で、迷惑メール送信国ランキングにおける日本の順位が顕著に下がっている。

OP25Bの概要



OP25Bの導入状況と日本のスパム送信国ランキング

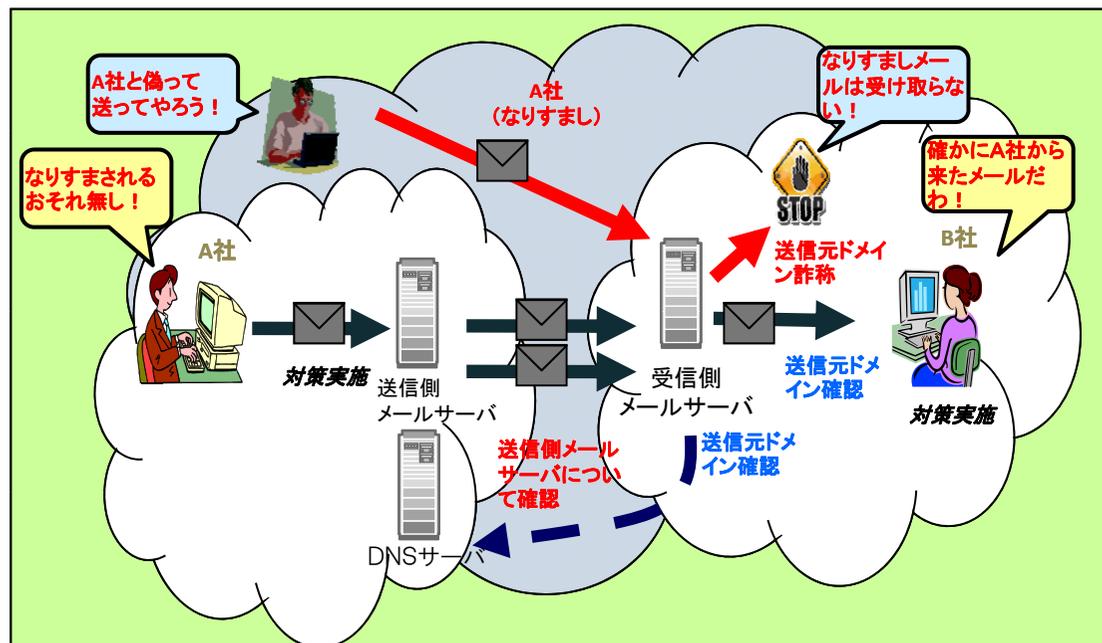


出典: (財)日本データ通信協会資料及びソフォス社資料より作成

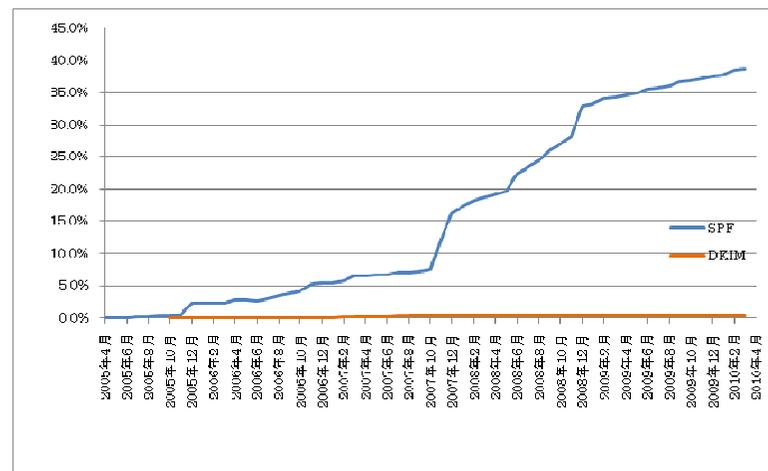
## 2-4. 技術的対応状況③

- 送信側、受信側の双方のメールサーバで導入することにより、送信された電子メールの送信者情報のドメインが正規のものであるか検証できるようにする仕組み。送信ドメイン認証技術を導入することにより、受信者はメールの実際の送信元をドメイン単位で確認し、例えば、信頼できる送信元からのメールだけを受信するといった対応が可能。
- 送信ドメイン認証は、2006年2月に、JEAGが送信ドメイン認証技術に関するリコメンデーション(推奨)を発表して以降、ISPでの導入が進展。

送信ドメイン認証(SPF)の概要



送信ドメイン認証技術の普及率(送信側)



出典:迷惑メール対策ハンドブック2010(迷惑メール対策推進協議会)

SPF(Sender Policy Framework):

送信ドメイン認証技術のうち、送信側DNSサーバに自ドメインに対するIPアドレスを記述し、受信側が送信されたIPアドレスとドメインを送信側DNSサーバに確認することにより、認証を行うもの。

DKIM(Domainkeys Identified Mail):

送信ドメイン認証技術のうち、公開暗号鍵技術を用いて送信ドメインの認証を行うもの。

## (参考) JEAG (Japan Email Anti-abuse Group)

---

### 目的

米国において、サービスプロバイダーやベンダーがビジネスの枠を超えて、迷惑メール根絶のための取り組みを始めていたことを参考とし、日本においても、同じ目的の団体の設立が急務であると考え、技術的な見地から通信事業者やソフトウェアメーカー等が連携して具体的な対策を実施・検討する団体として、2005年3月に、JEAGが設立。

### 構成

#### ■ 構成員

電気通信事業者、セキュリティベンダー、関係団体等30社

### 主な活動内容

#### ■ JEAG Recommendation (リコメンデーション) の作成

迷惑メール対策を検討する事業者をはじめ、メールサーバを運営する管理者の参考とするため、導入時の課題に対する検討結果や導入後の成果を、3つのリコメンデーション(「携帯Recommendation」、「Outbound Port 25 Blocking Recommendation」、「送信ドメイン認証Recommendation」)としてまとめ、平成18年(2006年)2月に公開。

#### ■ 講演活動

JEAGでの検討結果は、リコメンデーションとして発表しているが、その成果等を広く普及することを目的に総務省主催の研究会をはじめとした各種研究会や迷惑メールに対するカンファレンス等での報告や講演を実施。

#### ■ 国際連携

JEAG 設立の動機となった国際的な迷惑メール対策団体である MAAWG と、相互協力関係を構築し、積極的にMAAWG会合に参加して発表を行い、日本の迷惑メール状況や取り組みなどを報告。

JEAG は、アジアパシフィックの迷惑メールに関する連携の場であるAPCAUCE (Asia Pacific Coalition Against Unsolicited Commercial Email)の会合でも、日本での OP25B や送信ドメイン認証技術などの取り組みを積極的に紹介し、他国での導入の働きかけも実施。

## 1 迷惑メールの現状

## 2 迷惑メール対策の現状

### 2-1 迷惑メール対策の枠組み

### 2-2 制度的対応状況等

### 2-3 電気通信事業者等による自主的な取組の状況

### 2-4 技術的対応状況

### 2-5 利用者への周知啓発の状況

### 2-6 迷惑メールに関する国際連携の状況

### 2-7 迷惑メール対策の総合的な実施機関

## 3 基本的な検討の方向性(案)

## 2-5. 利用者への周知啓発の状況①

行政、事業者等において、迷惑メール対策等についてまとめた冊子、HP等を作成し、周知啓発。



特定電子メールの送信の適正化等に関する法律のポイント  
(総務省、消費者庁、(財)日本データ通信協会)



迷惑メール対策ハンドブック2010  
(迷惑メール対策推進協議会)



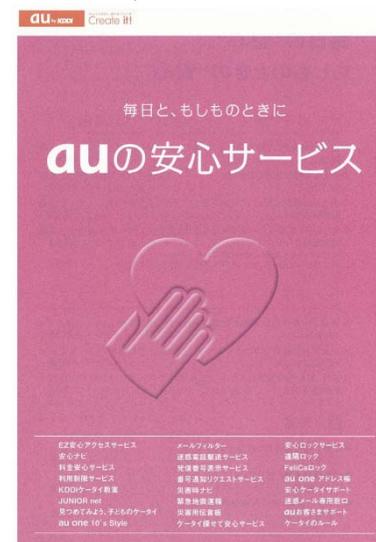
あんしんBOOK  
(NTTドコモ)



撃退迷惑メール  
(財)日本データ通信協会)



ケータイあんしんBOOK  
(ソフトバンクモバイル)



auの安心サービス  
(KDDI)

## 2-5. 利用者への周知啓発の状況②

総務省HP

**電気通信消費者情報コーナー**

総務省では、インターネットや携帯電話等の電気通信サービスを消費者が安心して利用できるようなするための取組を進めています。

迷惑メール対策

特定電子メール法のパンフレットはこちらから(PDF)

迷惑メール対策ハンドブック2009

受信者の同意を得ずに一方的に送信される広告・宣伝目的の電子メール等(いわゆる迷惑メール)について、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」による対策などを紹介しています。受信した迷惑メールについての情報提供やご相談は、[迷惑メール相談センター](#)で受け付けています。

研究会等 関係法令・ガイドライン 技術的解決策

事業者による自主的取組みの推進 注意喚起等 国際連携

迷惑メール対策関係のリンク

平成21年12月4日  
特定電子メール法の違反者に対し措置命令を行いました。

平成20年11月14日  
特定電子メールの送信等に関するガイドラインの公表

(財)日本データ通信協会HP

迷惑メール相談センター

迷惑メール・チェーンメール資料について

迷惑メール 撃退! 迷惑メール 迷惑メール対策BOOK 迷惑メール対策BOOK 迷惑メール対策BOOK 迷惑メール対策BOOK

迷惑メール・チェーンメール資料の無料配布実施中!

数量限定となりますので、お早めにお申し込みください。

2009/8/13より、携帯webフィルタリングサービスに対応したキッズサイトの提供を開始しました。

JEAG(Japan Email Anti-abuse Group)HP

JEAG Japan Email Anti-Abuse Group

HOME

JEAGについて

NEWS

2008年6月2日 JEAG 情報通信月間 総務大臣表彰受賞

2006年2月23日 JEAG recommendation 発表についてのプレスリリース (136KB)

2006年2月23日 携帯電話宛で迷惑メール対策についてのJEAG recommendation (548KB)

2006年2月23日 Outbound Port25 Blocking についてのJEAG recommendation (2,071 KB)

2006年2月23日 送信ドメイン認証についてのJEAG recommendation (333KB)

2005年3月15日 JEAG設立についてのプレスリリース (27KB)

関連記事情報

2006年8月15日 日本データ通信協会機関紙150号にJEAGインタビュー掲載 (3034KB)

2006年5月16日 迷惑メールカンファレンス発表:「JEAG Recommendation」

2006年4月27日 日米金融テクノロジーセミナーでの発表資料 (351 KB)

2005年12月7日 InternetWeek2005発表:「OutboundPort25ブロッキング」

2005年10月7日 SAFTY JAPAN 2005/日経IP社:「迷惑メール防止対策特集」

2005年4月6日 総務省の「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」におけるJEAGの発表資料 (164KB)

(財)インターネット協会HP

IA Japan 財団法人インターネット協会 Internet Association Japan

有害情報対策ポータルサイト 迷惑メール対策編

「有害情報対策ポータルサイト 迷惑メール対策編」は、迷惑メール対策に関する情報を公開するためのサイトで、財団法人インターネット協会により運営されています。インターネットサービスプロバイダ向けの情報を中心に公開を開始し、順次扱う情報の範囲を広げていく予定です。

一般利用者の皆様へ 一般的な利用者の皆様が行える迷惑メール対策や関連する話題をご紹介します。

メール管理者の皆様へ 迷惑メール対策を行う上で参考となる設定や、様々な事例、話題をご紹介します。

一般利用者向けのページはこちらから

メール管理者向けのページはこちらから

ホットトピックス

RFC 5451の翻訳を公開しました。(2010/07/20)

RFC 5451「Message Header Field for Indicating Message Authentication Status (メッセージの認証結果を通知するためのメッセージヘッダフィールド)」

http://sall.laijapan.org/www/anti\_spam/admin/tech/rfc/rfc5451/

迷惑メール対策は「OP25B」(送信ドメイン認証技術)が主流-総務省が報告書(2010/03/24)

http://japan.cnet.com/news/media/story/0\_2000056023\_20410278\_00.htm

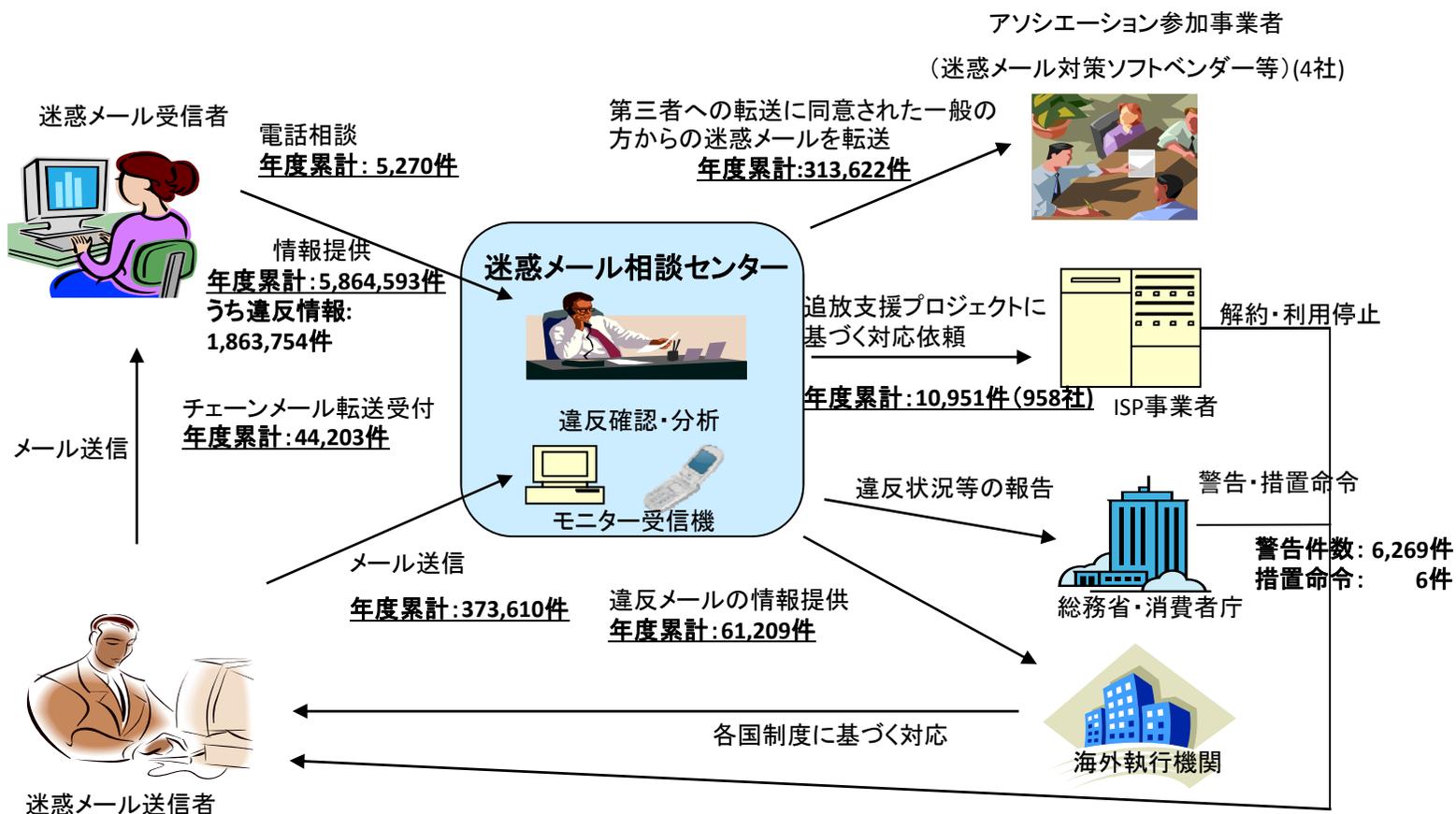
## 2-5. 利用者への周知啓発の状況③

### ■ (財)日本データ通信協会 迷惑メール相談センター

#### 目的

一般利用者からの迷惑メールの相談受付、迷惑メールの情報提供などを分析し、特定電子メール法の違反送信者に対する措置や、送信の停止につながる情報提供を総務省、ISP等を行うことを目的として、2002年7月に設立。

迷惑メール相談センター活動内容



## 2-5. 利用者への周知啓発の状況④

2006年度から、子供達のインターネットの安全な利用のため、インターネットの「影」の部分についての保護者・教職員向けの講座を、総務省と通信業界等が協力して開催。その中で、迷惑メール対策についても周知啓発を実施。

### e-ネットキャラバンの概要

事項	内容
対象者	保護者・教職員等。要望があれば児童・生徒も対象
協力団体	通信事業者等民間団体(183社)、公益法人(11団体)等
認定講師	1,515名
講演内容	ケータイ依存、ネットいじめ、ネット詐欺、迷惑メールなど、子どもに迫るネット危機の実態と、その予防／問題解決のために家庭でどのようなネット安全教育を実施すればよいかについて講演
実施件数	平成18年度： 453件 平成19年度：1,089件 平成20年度：1,208件 平成21年度： 624件

## 2-5. 利用者への周知啓発の状況⑤

### ■ (財)インターネット協会 迷惑メール対策委員会

#### 目的

2004年に、迷惑メールの包括的な対策に取り組むため、ISP、一般企業、学識経験者からなる「迷惑メール対策委員会」を(財)インターネット協会内に設立。

#### 構成

##### ■ 構成員

電気通信事業者、セキュリティベンダー、関係団体等22社

#### 主な活動内容

- 迷惑メール対策カンファレンス  
メール管理者を対象とした「迷惑メール対策カンファレンス」を開催。
- 迷惑メール対策情報の提供  
迷惑メール対策委員会のホームページで、迷惑メールの技術情報や法令情報などの解説記事を掲載。
- 国際連携  
アジアパシフィックを中心とする民間の国際連携活動を実施。

## 1 迷惑メールの現状

## 2 迷惑メール対策の現状

### 2-1 迷惑メール対策の枠組み

### 2-2 制度的対応状況等

### 2-3 電気通信事業者等による自主的な取組の状況

### 2-4 技術的対応状況

### 2-5 利用者への周知啓発の状況

### 2-6 迷惑メールに関する国際連携の状況

### 2-7 迷惑メール対策の総合的な実施機関

## 3 基本的な検討の方向性(案)

## 2-6. 迷惑メールに関する国際連携の状況①

### 【多国間連携】

迷惑メール対策に特化した枠組み

#### ○ ロンドンアクションプラン (LAP: London Action Plan)

- ・主要国の迷惑メール対策執行当局が参加し、執行当局間の意思疎通や連携、官民対話の促進などを目的として2004年11月に合意された行動計画であり、以後、同計画に基づき、継続的に活動。総務省から、定期的な電話会議や、物理的会合に参加。
- ・2009年10月に開催された会合に出席し、日本の迷惑メールの取組について説明・意見交換を実施

#### ○ ソウル-メルボルン スпам対策の協力に関する多国間Mou

- ・アジア太平洋地域の迷惑メール対策執行当局が参加し、迷惑メールの削減のための協力を推進するために2005年4月に合意されたMou(覚書)であり、以後、同覚書に基づき、各国の法制や、執行当局の取組について、情報交換を行うとともに、加盟機関間における執行協力に関する議論を行っている。総務省から、定期的な電話会議や、物理的会合に参加。2008年3月には東京で会合を開催。

#### ○ 国際電気通信連合 (ITU: International Telecommunication Union)

- ・電気通信分野に関する国際連合の専門機関。電気通信技術の標準化を扱うITU-Tにおいて、迷惑メール対策について議論。
- ・2009年4月に開催された世界電気通信政策フォーラムの成果文書において、迷惑メール送信者や技術的対策に関する情報交換の推進を合意。

#### ○ 経済協力開発機構 (OECD)

- ・2004年2月「スパムに関するワークショップ」を開催し、迷惑メールに対する多面的な方策の枠組みについて検討。
- ・2006年4月に迷惑メール対策の枠組みをまとめた「アンチスパム・ツールキット」を取りまとめ公表。

#### ○ アジア太平洋経済協力 (APEC)

- ・電気通信サブグループ等で迷惑メール対策について定期的に意見交換を実施。

#### ○ アジア・太平洋電気通信共同体 (APT)

- ・アジア・太平洋地域の電気通信の開発促進、地域電気通信網の整備・拡充を目的とする国際機関。
- ・2009年5月に開催された政策・規制フォーラムにおいて迷惑メール対策について議論。

#### ○ 日ASEAN情報セキュリティ政策会議

- ・アジア地域におけるセキュアなビジネス環境の整備、安心・安全なICT利用環境の構築に向けた地域的対応を目的として、2008年6月に設置が合意された高級事務レベル会合。
- ・2009年2月に開催された第1回会合の成果文書において、迷惑メール等サイバー脅威への対応における連携の強化について合意。
- ・2010年3月にバンコクにて開催された第2回会合で、日・ASEANの協力事項を定めた「連携枠組み」に一致。

国際機関などを通じた取組

## 2-6. 迷惑メールに関する国際連携の状況②

### 【二国間連携】

#### 北米

- **米国**
  - ・個別協議のほか、日米情報通信政策協議や日米規制改革イニシアティブにおいて、迷惑メール対策について意見交換。
- **カナダ**
  - ・2006年10月に迷惑メール対策に関し合意(共同声明)。日加情報通信政策協議等で迷惑メール対策について意見交換。

#### 欧州

- **EU**
  - ・日EU定期協議(直近は2008年3月に開催)等で迷惑メール対策について意見交換。
- **英国**
  - ・2006年9月に迷惑メール対策に関し合意(共同宣言)。日英定期協議等(直近は2008年1月開催)で迷惑メール対策について意見交換。
- **フランス**
  - ・2006年5月に迷惑メール対策に関し合意(共同声明)。日仏定期協議(直近は2008年5月開催)等で迷惑メール対策について意見交換。
- **ドイツ**
  - ・2007年7月に迷惑メール対策に関し合意(共同声明)。日独情報通信政策協議(直近は2006年9月開催)等で迷惑メール対策について意見交換。

#### 南米

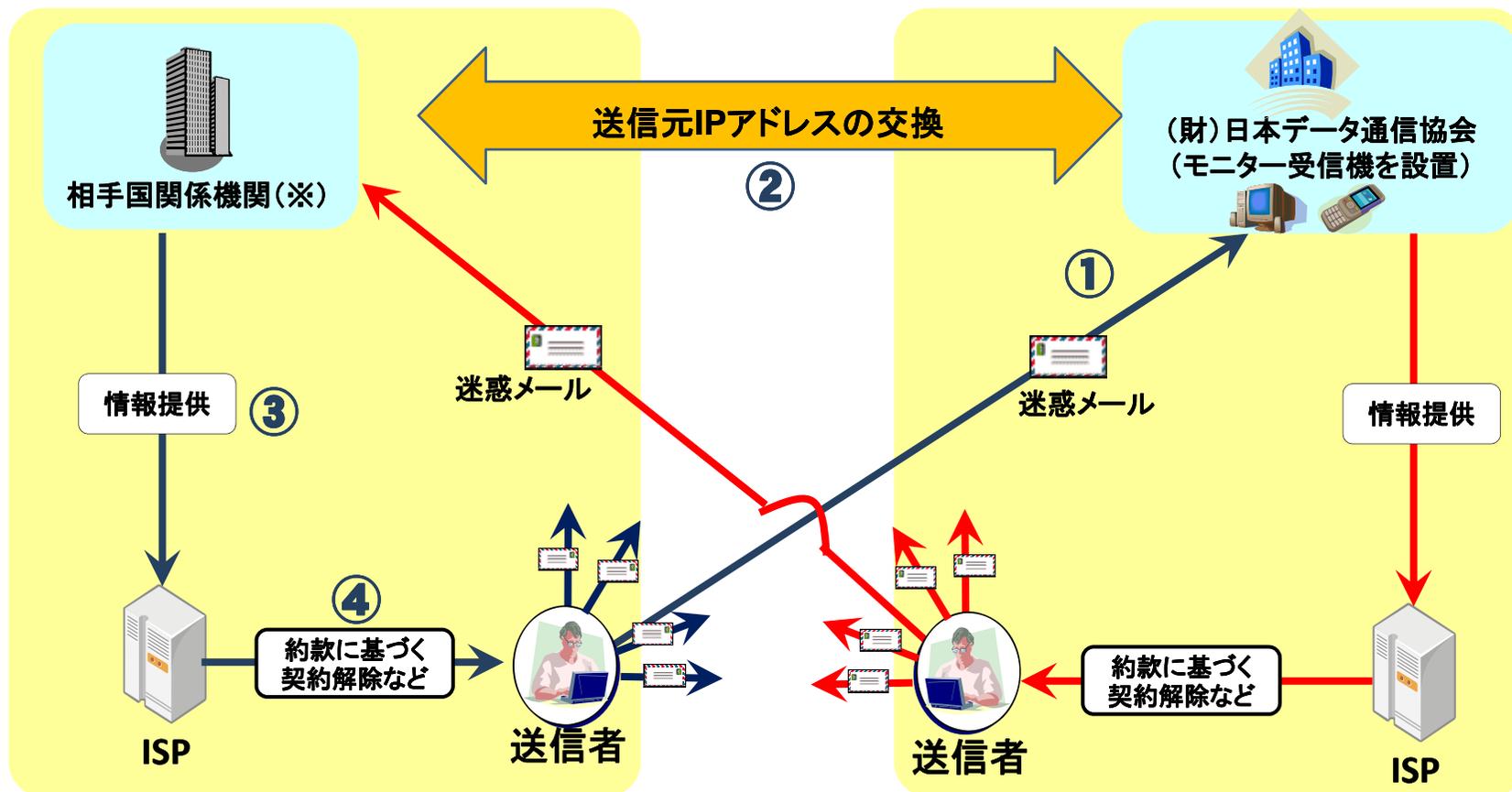
- **ブラジル**
  - ・2010年5月に第1回ブラジルージャパン アンチスパムワークショップを開催し、迷惑メール対策について意見交換。

#### アジア・オセアニア

- **オーストラリア**
  - ・日豪情報通信政策協議等で迷惑メール対策について意見交換。
- **中国**
  - ・2009年3月に迷惑メール対策に関する意見交換
  - ・2009年5月にICT協力に関する文書を締結。
  - ・2009年8月に日中ICT競争政策・規制制度セミナーでの迷惑メール対策に関する意見交換。
- **韓国**
  - ・2009年5月に放送及び電気通信分野における協力に関する日本国総務省と大韓民国放送通信委員会との覚書き締結。
  - ・2010年4月に迷惑メール対策に関する意見交換。

## 2-6. 迷惑メールに関する国際連携の状況③

(財)日本データ通信協会において、中国、台湾、香港、ブラジルとの送信元IPアドレスの交換を実施。



- ① (財)日本データ通信協会のモニター受信機で迷惑メールを受信
  - ② 提供された迷惑メールの送信元IPアドレスを分析し、中国発の場合は、送信元IPアドレスを中国インターネット協会 (ISC) に提供
  - ③ 送信元のISPにIPアドレスを提供
  - ④ 送信元ISPにおいて、送信者との契約解除などの措置
- ※ 2010年8月現在、中国：中国インターネット協会 (ISC)、台湾：国家通信放送委員会 (NCC)、香港：電気通信管理局 (OFTA)、ブラジル：CERT.brとの間で交換を実施。

## 1 迷惑メールの現状

## 2 迷惑メール対策の現状

### 2-1 迷惑メール対策の枠組み

### 2-2 制度的対応状況等

### 2-3 電気通信事業者等による自主的な取組の状況

### 2-4 技術的対応状況

### 2-5 利用者への周知啓発の状況

### 2-6 迷惑メールに関する国際連携の状況

### 2-7 迷惑メール対策の総合的な実施機関

## 3 基本的な検討の方向性(案)

## 2-7. 迷惑メール対策の総合的な実施機関

### ■ 迷惑メール対策推進協議会

#### 目的

迷惑メール対策の関係者間の緊密な連絡を確保し、最新の情報共有、対応方策の検討、対外的な情報提供などを行うことにより、効果的な迷惑メール対策の推進を図ることを目的として2008年に設立。

#### 構成

##### ■ 構成員

電気通信事業者、広告事業者、配信ASP事業者、セキュリティベンダー、関係団体、消費者、学識経験者、関係省庁等47者

##### ■ 座長等

座長:新美育文 明治大学教授 座長代理:松本恒雄 一橋大学大学院教授

##### ■ 事務局

(財)日本データ通信協会迷惑メール相談センター

#### 主な活動内容

- 初回会合(2008/11/27)において、「迷惑メール追放宣言」を採択、実務担当者による幹事会を設置し、実務的対応を検討
- 第2回会合(2009/10/2)において、「迷惑メール対策ハンドブック2009」を作成し公表。送信ドメイン認証技術の普及を図るため、ワーキンググループを設置。
- 第3回会合(2010/7/22)において、「迷惑メール対策ハンドブック2010」を作成し公表。さらに、「なりすましメール撲滅プログラム」及び「送信ドメイン認証技術導入マニュアル」を作成し公表。

## 1 迷惑メールの現状

## 2 迷惑メール対策の現状

### 2-1 迷惑メール対策の枠組み

### 2-2 制度的対応状況等

### 2-3 電気通信事業者等による自主的な取組の状況

### 2-4 技術的対応状況

### 2-5 利用者への周知啓発の状況

### 2-6 迷惑メールに関する国際連携の状況

### 2-7 迷惑メール対策の総合的な実施機関

## 3 基本的な検討の方向性(案)

### 3. 基本的な検討の方向性(案)

これまでの状況を踏まえ、今後の迷惑メール対策の方向性に関し、以下の視点のそれぞれについて、どのように考えるか。

■ 迷惑メール対策の検討の枠組みについて、①政府による効果的な法執行 ②電気通信事業者等による自主的な取組 ③技術的対策 ④利用者への周知啓発 ⑤国際連携の推進 に追加すべき事項はないか。

- ① 特定電子メール法について、オプトイン規制の導入等の改正を行い、それに基づく執行をしてきているところ、さらに改正すべき点はあるか。
- ② 「迷惑メール対策推進協議会」の取組をはじめ、関係者による自主的な取組が行われてきているが、それらの取組の方向性についてどう考えるか。
- ③ OP25B、送信ドメイン認証技術等の技術的対策について、現在の導入状況を踏まえ、今後の国内・海外での普及の方向性についてどう考えるか。
- ④ 利用者側での迷惑メール対策が、より適切に行うことができるよう、利用者への周知を強化するため、どのようなことが考えられるか。
- ⑤ 海外発の迷惑メールが増加してきており、諸外国と十分、連携・強調をしていくべきではないか。